

令和元年度さいたま市食の安全基本方針アクションプランの実施結果

I 食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します

| 区分コード | 計画事業名 | 計画事業概要 | 事業内容 | 目標項目 | 元年度目標 | 元年度実績 | 達成度 | 所管 | 備考(達成できなかった理由等) |
|-----------------------|--|--|---|---------------------------------|------------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------------------|
| I-1(1) | 広報媒体を活用した情報提供 | ア) ホームページによる市民への情報提供の充実 | ポータルサイト「さいたま市食育・健康なび」において、食育に関する市及び各種団体からの一元的な情報発信・情報交換を図ります。また、市ホームページ等を通じ、食中毒事件や規格基準違反食品などの情報を、より正確にわかりやすく提供していきます。 | 「さいたま市食育・健康なび」による食育に関する情報発信 | 正確でわかりやすい情報の提供 | 正確でわかりやすい情報の提供に努めた | | 健康増進課 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | 市ホームページ等を通じた食の安全情報の発信 | 正確でわかりやすい情報の提供 | 正確でわかりやすい情報の提供に努めた | | 食品・医薬品安全課 | |
| | | イ) 市報さいたまやフェイスブック等を活用した情報の配信 | 「市報さいたま」や広報課所管の市フェイスブック等を活用した情報の配信を行うことにより、食の安全に関する情報提供を拡大していきます。 | 「市報さいたま」やフェイスブック等による情報配信 | 正確でわかりやすい情報の提供 | 正確でわかりやすい情報の提供に努めた | | 食品・医薬品安全課 | |
| | ウ) 監視指導の実施状況の公表 | ホームページを活用し、毎年度の監視指導計画の実施結果を翌年度6月末までに公表するとともに、夏期や年末の一斉監視結果についても、その都度公表します。また、実施状況については、四半期毎に集計結果を公表します。 | 食品衛生監視指導計画実施結果公表 食品衛生監視指導計画実施状況公表 | 6月末 四半期毎 | 6月末 四半期毎 | A A | 食品・医薬品安全課 食品・医薬品安全課 | | |
| I-1(2) | 消費者、事業者及び行政の積極的な意見交換と消費者主体の活動支援 | ア) 食の安全委員会の開催 | 消費者、事業者、生産者及び学識経験者で構成される「食の安全委員会」を開催し、食の安全・安心の確保を図るための意見・提言をいただき、よりよい施策の策定に努めます。 | 食の安全委員会の開催 | 年4回 | 年4回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | イ) 食の安全に関する消費生活講座の開催 | 消費者の支援を目的として、食の安全や環境にやさしい消費生活などのテーマを取り上げた講座を開催します。 | 消費生活講座の開催 | 年6講座 | 年5講座 | B | 消費生活総合センター | |
| | | ウ) 食の安全に関する説明会等の開催 | 食の安全に関する知識の普及啓発のため、市民を対象とした説明会等の開催を通じ、関係者間の意見交換する場を提供します。 | 食の安全フォーラムの開催 | 年2回 | 年1回 | C | 食品・医薬品安全課 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、1回中止 |
| | | | | サイエンスカフェの開催 | 年2回 | 年0回 | C | 食品・医薬品安全課 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2回中止 |
| | | エ) 出前講座の実施 | 市民や関係機関等からの要請に応じ、地域の集まり等の場に向って食の安全に関する出前講座を実施します。 | 食の安全に関する出前講座の実施 | 100% | 100%(11回) | | 食品・医薬品安全課 | |
| オ) 食の安全市民ネットワーク推進員の設置 | 前年度食の安全・安心市民講習会受講生のうち希望者を対象に、地域と行政を結び食の安全情報等の伝達や日頃の購買活動等の中での衛生上の疑問点を市に報告する役割を担う「食の安全市民ネットワーク推進員」を委嘱するとともに、年3回のネットワーク会議を開催し、地域で発信する情報の共有や意見交換などを行います。 | 食の安全市民ネットワーク推進員委嘱 食の安全市民ネットワーク会議の開催 | 6名以上 年3回 | 15名 年2回 | A C | 食品・医薬品安全課 食品・医薬品安全課 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、1回中止 | | |
| I-1(3) | 食の安全に関する知識の普及啓発 | ア) 啓発用品による食の安全意識の普及 | 食の安全に関するさまざまな情報を、ハンドブックやリーフレットなどの啓発品により提供し、安全性確保のための知識の普及に努めます。 | 食の安全に関するリーフレット等の配布 | 情報提供機会(イベント等)の活用 | 窓口及びイベントで配布した。 | | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | 細菌性食中毒予防対策 市内小中学生用啓発品の配布 | 市内小学校児童数・中学校学級数 | 77,460部 | | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | 細菌性食中毒予防対策 街頭用啓発品の配布 | 800部 | 800部 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | ノロウイルス食中毒予防対策 社会福祉施設等用啓発品の配布 | 4,000部 | 4,307部 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | ノロウイルス食中毒予防対策 街頭用啓発品の配布 | 800部 | 800部 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | イ) 説明会等の開催による食の安全に関する知識の普及啓発 | 「食の安全フォーラム」や「サイエンスカフェ」を開催して、食の安全に関する知識の普及啓発を図ります。 | 食の安全フォーラムの開催 サイエンスカフェの開催 | 年2回 年2回 | 年1回 年0回 | C C | 食品・医薬品安全課 食品・医薬品安全課 | I-(2)ウ) |
| | | ウ) 一日食品衛生監視員の開催 | 消費者が一日食品衛生監視員となり、食品製造等施設の衛生管理や食品表示等の監視、食品衛生に関わる実習・観察等を体験し、食品衛生に関する知識の普及を図ります。 | 一日食品衛生監視員の実施 | 年1回 | 年1回 | A | 食品衛生課 | |
| | | エ) 細菌性食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施 | 夏の食の安全注意報事業の一環として、食肉等の生食や加熱不足による細菌性食中毒を予防するための街頭キャンペーンを実施します。 | 街頭キャンペーンの実施 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | オ) ノロウイルス食中毒予防対策街頭キャンペーンの実施 | 冬の食の安全注意報事業の一環として、ノロウイルスによる食中毒を予防するための街頭キャンペーンを実施します。 | 街頭キャンペーンの実施 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| カ) ノロウイルス対策研修会の開催 | 冬の食の安全注意報事業の一環として、保育園職員等を対象に「ノロウイルス対策研修会」を開催し、具体的な予防方法(二次感染の防止など)を学んでいただきます。 | ノロウイルス対策研修会の開催 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | | | |
| キ) 食の安全・安心市民講習会の開催 | 食の安全に関する正しい知識の習得と見識を高めていただくことを目的に、講義形式中心の食の安全・安心市民講習会を開催します。 | 食の安全・安心市民講習会の開催 | 年7回 | 年6回 | B | 食品・医薬品安全課 | | | |

II 食の安全に関する相談に積極的に応じます

| 区分コード | 計画事業名 | 計画事業概要 | 事業内容 | 目標項目 | 元年度目標 | 元年度実績 | 達成度 | 所管 | 備考(達成できなかった理由等) |
|--------|-----------------|---------------------------|---|------------------------------|-----------|-------|-----|------------|-----------------------------|
| II-(1) | 相談等への迅速な対応 | ア) 保健所による食の安全に関する相談の受付 | 市民から寄せられる食に関する相談や苦情に対して、休日の当番を決めて常時対応できる体制を敷いています。 | 食品の安全に関する相談受付 | 迅速で丁寧な対応 | 276件 | | 食品衛生課 | |
| | | イ) 消費生活相談の実施 | 消費生活相談の一環として、食品の消費者被害に関する相談を受けることにより、食品に係る消費者被害からの救済を図ります。 | 食品の消費者被害に関する相談受付 | 迅速で丁寧な対応 | 675件 | | 消費生活総合センター | |
| II-(2) | 相談等における関係部局との連携 | ア) 庁内調整組織としての食の安全対策会議等の開催 | 食の安全・安心に関して、庁内横断的な課題について意見交換や検討を行う食の安全対策会議を開催し、また、課題の詳細な検討のため、必要に応じ「担当者会議」を開催し関係部局の連携強化を図ります。 | 食の安全対策会議の開催 | 年3回 | 年3回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | 担当者会議の開催 | 必要時の迅速な開催 | — | | 食品・医薬品安全課 | |
| | | イ) 国・県・他政令市等との連携強化 | 厚生労働省、消費者庁をはじめ、埼玉県などの都道府県、他の政令市等との情報共有を密にすることにより、消費者被害への対応や広域流通食品による違反食品の流通防止を図るため連携を強化します。 | 広域連携協議会の出席 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | 全国食品衛生主管課長会議の出席等 | 年1回 | 年0回 | C | 食品・医薬品安全課 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、1回中止 |
| | | | | 関東甲信越静ブロック食品衛生主管課長会議の出席等 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | 二十一大都市食品衛生主管課長会議の出席等 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | 埼玉県及び川越市・越谷市・川口市との連絡調整会議の出席等 | 年2回 | 年2回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | 首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会の出席等 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | |

Ⅲ 食品の安全性を確保するための監視、指導及び検査を強化します

| 区分コード | 計画事業名 | 計画事業概要 | 事業内容 | 目標項目 | 元年度目標 | 元年度実績 | 達成度 | 所管 | 備考(達成できなかった理由等) |
|------------|---|---------------------------|--|------------------------------|------------|--------------------|-----|------------------|-----------------|
| Ⅲ- (1) | 監視指導計画の策定 | ア) 食品衛生監視指導計画の策定 | 市民が安心して食生活をおくることができるよう、総合的な食の安全確保を図るため、食品衛生法に基づき、さいたま市食品衛生監視指導計画を策定し、これにより監視指導を行います。 | 食品衛生監視指導計画の策定 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| Ⅲ- (2) | 生産、製造、加工、流通、販売及び調理の各段階における監視指導の充実 | ア) 市内営業施設に対する食品衛生監視指導 | 食品衛生監視指導計画に基づき、大宮市場及び浦和市場を含む市内営業施設等について、ふき取り検査等を取り入れた効果的で綿密、かつ効率的な監視指導を行います。また、HACCP義務化を見据え、一般衛生管理の実施状況を確認するとともに、HACCP方式による衛生管理手法の普及を図り、かつ導入に向けた相談に応じ、助言を行います。 | 食品衛生法による許可を要する施設の監視件数 | 9,500件 | 9,120件 | B | 食品衛生課 | |
| | | | | 食品衛生法による許可を要しない施設の監視件数 | 10,000件 | 9,042件 | B | 食品衛生課 | |
| | | | | 条例による許可を要する施設の監視件数(再掲) | 5,000件 | 5,029件 | A | 食品衛生課 | |
| Ⅲ- (3) | 食品衛生検査の信頼性確保 | ア) 食品衛生検査施設業務管理体制の充実 | 信頼性確保部門の食品・医薬品安全課が食品衛生課、食肉衛生検査所及び生活科学課の試験品採取等の状況や試験検査の実施状況を点検し、検査が適切に行われるように努めます。 | 内部点検の実施 | 年2回 | 年2回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| | | イ) 食品衛生検査施設の外周精度管理調査への参加 | 厚生労働省が適合確認した機関が実施する精度管理調査に参加し、検査の精度を適正に保つことに努めます。 | 外部精度管理調査への参加 | 年12回 | 年12回 | A | 食品・医薬品安全課 | |
| Ⅲ- (4) | 検査体制の充実強化 | ア) 市内生産、製造、流通及び販売食品の検査の実施 | 市内で生産、製造、流通及び販売される食品について、計画的に理化学検査や微生物検査を行い、違反食品等を排除して食品の安全性確保に努めます。 | <食品衛生課>検査検体数 理化学 | 520検体 | 504検体 | B | 食品衛生課 | |
| | | | | <食品衛生課>検査検体数 微生物 | 410検体 | 413検体 | A | 食品衛生課 | |
| | | | | <食品衛生課>検査項目数 理化学 | 38,000項目 | 37,989項目 | B | 食品衛生課 | |
| | | | | <食品衛生課>検査項目数 微生物 | 980項目 | 884項目 | B | 食品衛生課 | |
| | | イ) 施設の衛生指導に係る検査の実施 | 科学的根拠に基づいた監視指導のため、市場内及び市内の食品製造施設等の検査を実施します。 | <食肉衛生検査所>検査検体数 理化学モニタリング(収去) | 20検体 | 20検体 | A | 食肉衛生検査所 | |
| | | | | <食肉衛生検査所>検査項目数 理化学モニタリング(収去) | 1,005項目 | 1,005項目 | A | 食肉衛生検査所 | |
| | | | | まぐる取扱い施設等ふき取り検査 | 50検体 | 64検体 | A | 食品衛生課 | |
| ウ) 検査機能の充実 | 食品衛生法に基づく規格基準等の検査及び食中毒や苦情等の原因調査に必要な検査を実施するために、厚生労働省からの検査に係る新たな通知等に計画的に対応(最新の検査法の導入、作業手順書の改定、担当職員の検査技術研修)し、検査機能の充実を努めます。 | 検査法改定・整備の実施 | 100% | 100%(18件) | A | 生活科学課 | | | |
| | | 衛生指導に必要な検体 | | 56検体 | | 食品衛生課 | | | |
| Ⅲ- (5) | 食肉処理における食肉の安全性の確保 | イ) と畜検査等の実施 | と畜場や食鳥処理場で処理される食肉等について、法に基づき、1頭ごとに目視による検査を行い、必要に応じて精密検査を実施します。 | と畜検査頭数 | 全頭 | 全頭(62,364頭) | | 食肉衛生検査所 | |
| | | | | 精密検査(微生物検査) | 疾病診断に必要な検体 | 疾病診断に必要な検体数(454検体) | | 食肉衛生検査所 | |
| | | | | 精密検査(理化学検査) | 疾病診断に必要な検体 | 疾病診断に必要な検体数(116検体) | | 食肉衛生検査所 | |
| | | | | 精密検査(病理検査) | 疾病診断に必要な検体 | 疾病診断に必要な検体数(364検体) | | 食肉衛生検査所 生活科学課 | |
| Ⅲ- (6) | 学校、保育園、福祉施設等給食関係者への講習会、指導等の充実 | ア) 学校給食衛生管理講習会の実施 | 学校給食による食中毒の発生を防止するため、学校給食関係者の衛生意識の高揚や衛生管理の徹底を図ります。 | 学校給食衛生管理講習会開催 | 年1回 | 年1回 | A | 健康教育課 | |
| | | イ) 学校給食用食材の微生物検査の実施 | 学校給食用食材を購入し、調理して児童生徒に給食を提供する立場から、学校給食における食中毒予防とその安全な実施に資するため、使用する食材について定期的に微生物検査を実施します。 | 学校給食用食材の微生物検査実施 | 8校 | 8校 | A | 健康教育課 | |
| | | ウ) 学校給食用食材の理化学検査の実施 | 学校給食における食中毒予防とその安全に資するため、使用する食材について残留農薬、ヒスタミン、食品添加物の理化学検査を実施します。 | 学校給食用食材の理化学検査実施 | 4校 | 4校 | A | 健康教育課 | |

| 区分コード | 計画事業名 | 計画事業概要 | 事業内容 | 目標項目 | 元年度目標 | 元年度実績 | 達成度 | 所管 | 備考(達成できなかった理由等) | | |
|-------|-------------------------------|--|------------------------|--|---------------------------------|-----------------------|---------|----|-----------------|--|--|
| Ⅲ-(6) | 学校、保育園、福祉施設等給食関係者への講習会、指導等の充実 | エ) | 学校給食用食材及び調理器具等の細菌検査の実施 | 学校給食に使用する食材及び食器や器具、調理員の手などの細菌検査を実施します。 | 学校給食用食材・調理器具等細菌検査実施 | 年1回 | 年1回 | A | 健康教育課 | | |
| | | オ) | 学校給食用の食器・器具等の化学検査の実施 | 学校給食に使用する食器や器具等の澱粉性残留物、脂肪性残留物の検査を実施します。 | 学校給食用食器・器具等化学検査実施 | 年2回 | 年2回 | A | 健康教育課 | | |
| | | カ) | 腸内細菌検査の実施 | 学校給食に従事する職員を対象として、腸内細菌検査を実施します。 | 学校給食従事者の腸内細菌検査実施 | 年24回 | 年24回 | A | 健康教育課 | | |
| | | キ) | 啓発用品による食の安全意識の普及 | 食の安全に関するさまざまな情報を、ハンドブックやリーフレットなどの啓発品により提供し、安全性確保のための知識の普及に努めます。 | 細菌性食中毒予防対策 市内小中学生用啓発品の配布 | 市内小学校児童数・ 市内中学校学級数 | 77,460部 | | | 食品・医薬品安全課 | |
| | | | | | ノロウイルス食中毒予防対策 社会福祉施設等用啓発品の配布 | 4,000部 | 4,307部 | A | 食品・医薬品安全課 | | |
| | | ク) | ノロウイルス対策研修会の開催 | 冬の食の安全注意報事業の一環として、保育園職員等を対象に「ノロウイルス対策研修会」を開催し、具体的な予防方法(二次感染の防止など)を学んでいただきます。 | ノロウイルス対策研修会の開催 | 年1回 | 年1回 | A | 食品・医薬品安全課 | | |
| | | ケ) | 食品関係事業者等への衛生教育の実施 | 食品関係に従事する事業者等に対して、自主的な衛生管理意識を高揚させるため、食中毒予防衛生講習会等の衛生教育を実施します。 | 給食従事者 | 5回 | 2回 | C | 食品衛生課 | 新型コロナウイルス感染拡大により、1件開催を中止した。また、予定していた開催依頼がなかったため。 | |
| | | | | | 福祉関係従事者 | 1回 | 3回 | A | 食品衛生課 | | |
| コ) | 高齢者向け食事提供サービス等に対する食品衛生支援の実施 | 食の安全面でのハイリスク者である高齢者向け配食サービス事業等の拡充に合せ、食中毒の未然防止や食事提供等に従事するボランティア団体等に対する食品衛生の向上を図ります。 | 簡易検査キットを用いた衛生チェック | 10施設 | 12施設 | A | 食品衛生課 | | | | |

IV 事業者の自主的な衛生管理と食品表示の適正化を推進します

| 区分コード | 計画事業名 | 計画事業概要 | 事業内容 | 目標項目 | 元年度目標 | 元年度実績 | 達成度 | 所管 | 備考(達成できなかった理由等) | | |
|--------|-----------------------|--------|-----------------------------|---|--|-----------------|---------|----|----------------------------------|------------------|--|
| IV-(1) | 事業者への研修実施 | ア) | 食品関係事業者等への衛生教育の実施 | 食品関係に従事する事業者等に対して、自主的な衛生管理意識を高揚させるため、食中毒予防衛生講習会等の衛生教育を実施します。 | 食品衛生講習会の実施 | 年47回 | 年49回 | A | 食品衛生課 | | |
| | | イ) | 食品関係団体と連携した自主的な衛生管理の推進 | 飲食店等の営業(一部の販売業を除く。)に義務付けられている食品衛生責任者の設置を促進するため、市内食品関係団体と連携して食品衛生責任者の養成等を推進します。 | 食品衛生責任者養成講習会実施機関の指定 | 指定 | 指定 | | 食品・医薬品安全課 | | |
| | | | 高齢者向け食事提供サービス等に対する食品衛生支援の実施 | 食の安全面でのハイリスク者である高齢者向け配食サービス事業等の拡充に合せ、食中毒の未然防止や食事提供等に従事するボランティア団体等に対する食品衛生の向上を図ります。 | 簡易検査キットを用いた衛生チェック | 年10施設 | 年12施設 | A | 食品衛生課 | | |
| IV-(2) | HACCPに沿った衛生管理の指導 | ア) | 食品衛生推進員による自主衛生管理の推進 | 食品衛生法に基づき、民間の協力者を食品衛生推進員として委嘱し、講習会等を通じて育成することにより、営業施設の巡回活動をはじめとした食品等事業者の食品衛生向上に関する自主的な活動を促進します。 | 食品衛生推進員の委嘱 | 30名 | 30名 | A | 食品・医薬品安全課 | | |
| IV-(3) | 適正でよりわかりやすい食品表示の指導・啓発 | ア) | 食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発の実施 | 消費者が食品を選択する上で必要な食品表示を適正に行うよう、市内販売店などへの指導・啓発を行います。 | 消費者から食品表示に関する相談の中で対応に問題がある業者に対する、対応改善の要望等の実施 | 適正な食品表示の指導・啓発 | 37件 | | | 消費生活総合センター | |
| | | | | | 食品表示法の衛生事項に関する相談への対応・指導・啓発の実施 | 適正な食品表示の指導・啓発 | 102件 | | | 食品衛生課 | |
| | | | | | 食品表示法に基づく適正な食品表示(品質事項)に関する相談への対応・指導・啓発の実施 | 適正な食品表示の指導・啓発 | 63件 | | | 農業政策課 | |
| | | | | | 食品の適正な栄養成分表示及び虚偽誇大広告に関する相談への対応・指導の実施 | 適正な食品表示の指導・啓発 | 96件 | | | 地域保健支援課 健康増進課 | |
| | | | | | 食品の安全性に関する説明会等での必要に応じた、食品表示に関する啓発リーフレット等の配布 | イベント等の情報提供機会の活用 | 窓口で配布した | | | 食品・医薬品安全課 | |
| IV-(4) | 関係機関との連携強化 | ア) | 埼玉県食品表示監視協議会への出席 | 食品表示の監視等に関する関係機関の連携強化を図るため、関東農政局が中心となって開催する、埼玉県内の食品表示行政担当部局等の表示情報共有や意見交換のための会議に参加します。 | 埼玉県食品表示監視協議会の出席 | 年2回 | 年2回 | A | 消費生活総合センター 食品・医薬品安全課 農業政策課 | | |

V 安全で安心できる食生活の一助として、地産地消を推進します

| 区分コード | 計画事業名 | 計画事業概要 | 事業内容 | 目標項目 | 元年度目標 | 元年度実績 | 達成度 | 所管 | 備考(達成できなかった理由) | |
|-------|----------------------------|--------|-----------------|--|-------------|-------|-------|----|----------------|--|
| V-(1) | 農業の適正使用 | ア) | 農業等使用研修会の開催 | 農業の適正使用にあたって、農業協同組合等と連携を図りながら、農業者に対する農業の適正使用や農業に頼らない防除技術の導入、使用履歴の記載の推進に努めます。また、一般市民も対象とした農業の適正使用の遵守に向け、リーフレット等の配布により啓発活動を行います。 | 農業等使用研修会の開催 | 年27回 | 年24回 | B | 農業政策課 | |
| V-(2) | 環境にやさしく、安全で付加価値の高い農畜水産物の普及 | ア) | 特別栽培農産物の認証制度の推進 | 農業と化学肥料の使用量の削減と環境にやさしい農業と農畜産物の安全・安心の確保に向け、農業・化学肥料の使用量や回数を県が定めた基準の5割以下に減らす「特別栽培農産物認証制度」の推進に努めます。(目標値はさいたま市農業振興ビジョンより) | 特別栽培農産物認証件数 | 年279件 | 年295件 | A | 農業政策課 | |
| V-(3) | 消費者と生産者の相互理解の推進 | ア) | 各種農業関係イベントへの支援 | 消費者と生産者の交流の促進の一環として、農業祭をはじめとする各種農業関係イベントへの積極的な支援を行うとともに、農情報ガイドブックの充実を図り、消費者への情報の提供に努めます。 | イベントの開催 | 年24回 | 年19回 | B | 農業政策課 | |

Ⅵ 市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい食習慣を身につけるため、「食育」を推進します。

| 区分コード | 計画事業名 | 計画事業概要 | 事業内容 | 目標項目 | 元年度目標 | 元年度実績 | 達成度 | 所管 | 備考(達成できなかった理由等) |
|------------------|---|-------------------------------|--|--|--|---------------------------|-------------|-------------------------|-----------------|
| Ⅵ- (1) | 食育推進計画の推進 | ア) 第3次さいたま市食育推進計画の推進における会議の開催 | 市民の心と身体の健康を培い、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育むことを目指し、市民、地域、各種団体などと行政が協働し、食育を推進します。 | 食育推進協議会の開催 | 年2回 | 年2回 | A | 健康増進課 | |
| | | | 食育推進協議会及び食育推進担当者会議を開催し、第3次さいたま市食育推進計画の推進のため食育に関する庁内外の連携・調整を図ります。 | 食育推進担当者会議の開催 | 年2回 | 年2回 | A | 健康増進課 | |
| | | イ) 食育の普及啓発 | 市民への食育の普及啓発のためにポスター及びフリープレット等を作成し活用します。ポータルサイト「さいたま市食育・健康なび」において、食育に関する市及び各種団体からの一元的な情報発信・情報交換を図ります。 | 「さいたま市食育・健康なび」による情報発信(アクション1再掲) 食育に関する媒体による普及 | 正確でわかりやすい情報の提供 6種類 | 正確でわかりやすい情報の提供に努めた 6種類 | A | 健康増進課 | |
| Ⅵ- (2) | 食への関心を深めるための体験・体感学習の推進 | ア) 親子食育講座の開催 | 食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的に実施します。 | 食育講座の開催 | 年5回 | 年5回 | A | 保健センター | |
| | | イ) サイエンスラボの開催 | 健康科学研究センターでは、小学校高学年とその保護者や高校生を対象に科学教室を開催し、実験を通して食品への関心と興味を喚起を図ります。 | サイエンスラボの開催 | 2プログラム | 2プログラム | A | 生活科学課 | |
| | | ウ) 一日食品衛生監視員の開催 | 消費者が一日食品衛生監視員となり、食品製造等施設の衛生管理や食品表示等の監視、食品衛生に関わる実習・観察等を体験し、食品衛生に関する知識の普及を図ります。 | 一日食品衛生監視員の開催 | 年1回 | 年1回 | A | 食品衛生課 | |
| Ⅵ- (3) | 学校における食育の推進 | ア) 学校の教育活動全体を通じて行う食育への支援 | 各学校では、教職員が食育全体計画に基づき、学校給食を教材として活用し、給食の時間はもとより、関連教科等における食に関する指導を意図的、計画的、継続的に取り組みます。 | 食育支援 | 数値目標はなし | - | | 健康教育課 | |
| | | イ) 学校訪問指導 | 保健室・給食室の訪問指導や新規採用研修対象者の訪問指導を行います。 | 保健室・給食室の訪問指導 新規採用研修対象者の訪問指導 | 年54校 年1回 | 年54校 年1回 | A A | 健康教育課 健康教育課 | |
| | | ウ) 栄養教諭の配置及び配置校での研修 | 「学校における食育」の推進のために、市内の学校へ栄養教諭を配置します。栄養教諭の配置校では、学校全体で学校における食育を進めています。 | 栄養教諭の配置(新規採用校) | 8校 | 8校 | A | 健康教育課 | |
| | | エ) 教職員を対象とした研修の実施 | 食育推進担当者研修会、栄養教諭・学校栄養職員研修会、学校給食週間記念行事等を実施します。 | 食育推進担当者研修会の開催 栄養教諭・学校栄養職員等研修会の開催 学校給食週間記念行事の開催 | 年1回 年3回 年1回 | 年1回 年3回 年1回 | A A A | 健康教育課 健康教育課 健康教育課 | |
| | | オ) 啓発活動 | 健康づくり標語の募集等を行います。 | 健康づくり標語の応募数 食育推進ポスターの応募数 | 950人 70枚 | 1,029人 101枚 | A A | 健康教育課 健康教育課 | |
| | | Ⅵ- (4) | 栄養バランスのとれた食生活の定着 | ア) 自分にとって適切な食事の内容・量の普及啓発 | 食事は楽しく、バランスよく、そして適量をとることが大切であり、そのための方法についてパンフレット等を活用しながら普及啓発を図ります。 | パンフレットの配布 | 10,000部 | 9,617部 | B |
| イ) 栄養関係団体等への育成支援 | 健康づくりの環境を整備するため、給食施設や地域における健康づくりに携わっている栄養関係団体等に対し、育成、支援を行います。 | | | 栄養関係団体育成研修会の開催 | 年3回 | 年5回 | A | 地域保健支援課 | |

| 区分コード | 計画事業名 | 計画事業概要 | 事業内容 | 目標項目 | 元年度目標 | 元年度実績 | 達成度 | 所管 | 備考(達成できなかった理由) |
|---------|--|---|---|-----------------------------|--|----------------|--------------------|--|----------------|
| VII-(4) | 栄養バランスのとれた食生活の定着 | ウ) | 食生活改善推進員の育成支援 食生活改善推進等を行うボランティア団体の活動に対し、研修会を開催するなどの育成支援を行います。 | 食生活改善推進員協議会研修会の開催回数(総会・理事会) | 年4回 | 年4回 | A | 地域保健支援課 | |
| | | | | 食生活改善推進員協議会研修会の参加者数(総会・理事会) | 300人 | 363人 | A | 地域保健支援課 | |
| | | | | 食生活改善推進員10地区合同研修会の開催回数 | 年3回 | 年3回 | A | 地域保健支援課 | |
| | | | | 食生活改善推進員10地区合同研修会の参加者数 | 150人 | 267人 | A | 地域保健支援課 | |
| | | | | 食生活改善推進員育成教室の開催 | 年83回 | 年90回 | A | 保健センター | |
| | | | | 食生活改善推進員育成教室会員数(参加者数) | 580人(1,500人) | 561(1,622)人 | B | 保健センター | |
| エ) | 食生活改善推進員養成講座の開催 | 地域における食生活改善のための組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、食生活改善推進員の養成講座を実施します。 | 食生活改善推進員養成講座修了者 | 35人 | 21人 | C | 保健センター | 受講歴を次年度に繰り越すことが可能なこともあり、全4回をすべて受講する人が例年よりも少なかったため。 | |
| オ) | 学校給食における地場産食材の活用及び日本型食生活や食文化の伝承 | 学校給食において地場産物を活用した献立を作成します。また、郷土料理、伝承料理を取り入れた献立を作成します。 | 米飯給食の回数 地場産物の活用率(食品数ベース) | 3.5回/週 30.0% | 3.7回/週 28.2% | A B | 健康教育課 健康教育課 | | |
| VII-(5) | 食を通じた健康づくりのための情報提供 | ア) | 生活習慣病等予防教室の開催 糖尿病や虚血性心疾患、脳血管疾患等の命にかかわる危険な病気の要因となる内臓脂肪症候群や歯周病などについての正しい知識を身につけ、生活習慣を見直すための教室を実施します。 | 生活習慣病予防教室の開催 | 年100回 | 年112回 | A | 保健センター | |
| | | | | 歯周病予防教室の開催 | 年10回 | 年10回 | A | 保健センター | |
| | | | | イ) | 生活習慣病予防学校検診の実施 市内公立小学校の小1～小3の肥満度20%以上、小4と中1においては、肥満度35%以上を検診対象者としています。各学校では、校内継続指導マニュアルに基づき、校内体制である健康サポートクラブへの参加を希望する者に対し、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等を中心に経過観察、継続指導を行います。また、対象者のうち肥満度35%以上かつ腹囲身長比0.5以上で、受診を希望する者に対し、医師、栄養教諭、学校栄養職員等による医療や栄養の個別指導を実施し、子どもたちの健康管理に努めていきます。 | 健康サポートクラブへの参加率 | 40.0% | 35.9% | B |
| ウ) | 健康づくり協力店における健康づくりに関する情報・バランスメニューの提供の推進 | 健康づくりに関する情報の発信やバランスメニューを提供している飲食店を「健康づくり協力店」として指定し、ホームページなどで周知します。指定店舗については、年1回以上巡回を行います。 | 健康づくり協力店の指定店舗数 健康づくり協力店情報の発信 | 70店舗 年1回+変更時 | 63店舗 年1回+変更時 | B | 地域保健支援課 地域保健支援課 | | |
| VII-(6) | 保健機能食品の表示及び活用方法の啓発 | ア) | 保健機能食品等についての正しい知識の普及啓発 特定保健用食品やいわゆる健康食品等についての正しい知識を普及啓発するため、食の安全性に関する説明会等において必要に応じ、啓発リーフレットの配布を行います。 | パンフレットの配布 | 情報提供機会(説明会等)の活用 | 窓口等での配布に努めた | | 食品・医薬品安全課 | |